

○茨城県立医療大学附属病院職業・臨床倫理委員会要綱

(平成19年8月28日第8回病院幹部会)

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、茨城県立医療大学附属病院職業・臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長
- (3) 各部長
- (4) 病院管理課長
- (5) 外部委員 病院長が委嘱する者（若干名）

2 委員の任期は2年間とし、再任は妨げない。

3 次条第3号に関する事項を協議する場合は、特別委員として事務局次長の出席を要請する。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる所掌事項を協議する。ただし、茨城県立医療大学倫理委員会の審査対象となる事項を除く。

- (1) 職業倫理に関する事項
- (2) 臨床倫理に関する事項
- (3) (1) 及び (2) に係る重大な倫理的問題

2 前項(3)は当院の特性に鑑み、嚴重な抑制、宗教と輸血、移植のための臓器摘出などについて協議する。

(研修会)

第4条 委員会は、職業倫理及び臨床倫理啓発のため年1回以上の研修会開催を企画するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、病院長をもってこれに充てる。

2 委員会には副委員長を置き、副院長をもってこれに充て、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。

2 委員会は、原則として年2回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の職員を委員会に出席させ、協議事項に関し説明を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 事務局は議事録を作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録は原則として非公開とする。

(周知)

第8条 委員会での審議結果については各部署への周知徹底を図る。ただし、審議内容によってはこの限りでない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、病院管理課で処理する。

付 則
この要綱は、平成19年8月28日から施行する。